阿蘇3地区

備考：▨は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第７２号

仙台市宮城野区銀杏町16番８号　銀杏町荘202

債務者　今　　賢一

1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅沼　賢広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７号

三重県鈴鹿市長太新町１丁目10番28号

債務者　モリケンこと　森　　雅憲

1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６２号

岡山県玉野市田井３丁目23番２号　アヴェニール寺畔202号室

債務者　三宅　　希

1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６３号

岡山県玉野市田井３丁目23番２号　アヴェニール寺畔202号室

債務者　三宅　泉絵

1　決定年月日時　平成28年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　幸三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月11日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５号

愛媛県松山市西長戸町285番地

債務者　宮脇　佳菜

1　決定年月日時　平成28年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　亮二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８０号

福島県郡山市片平町字新蟻塚108番地の32　ロイヤルハイツうねめ２号棟１Ｆ205号

債務者　儀武　　健

1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲葉　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年１月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第７１２号

堺市南区茶山台２丁３番17―204号

債務者　西原　義晃

1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係